

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組等を推進するにあたり、外部有識者の意見、助言を得るため「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開・提供全般にかかる検証、見直しについて意見、助言を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、学識経験者等から、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。